

# 桐朋学園大学学則

## 第1章 総則

- 第1条 本学は教育基本法に精神に従い、広く知識を授けるとともに音楽の専門教育を与え、人格の完成を図り、有為な音楽家を育成することを目的とする。
- 2 本学は前項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 3 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2条 本学は、桐朋学園大学と称する。

本学の位置は、東京都調布市若葉町1丁目41番地1とする。

## 第2章 学部・学科・修業年限

第3条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 在学期間は、6年を超えることはできない。

第3条の2 本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第4条 本学に次の学部及び学科を置く。

音楽学部：音楽学科

第5条 学科に次の専攻を置く。

ピアノ専攻、弦楽器専攻、管楽器専攻、打楽器専攻、ハープ専攻、古楽器専攻、声楽専攻、作曲専攻、指揮専攻、音楽学専攻

## 第3章 学年・学期及び休業

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 本学の記念日 5月10日
- (4) 夏季休業 年度により定める
- (5) 冬季休業 年度により定める
- (6) 春季休業 年度により定める

ただし、学長が必要と認めるときは、定期休業日を変更することがある。

第9条 前条に規定するほか、臨時の休業を行うことがある。臨時の休業は、学長がこれを定める。

#### 第4章 授業科目

第10条 本学に次の授業科目を置く。

語学科目、一般教養科目、専門科目、教職課程科目

第11条 授業科目は、これを必修科目と選択科目に分ける。科目及び単位数は、別に定める。

#### 第5章 履修方法及び単位数

第12条 授業科目は毎学年の始め、又は必要があるときは学期中に、これを発表する。

第13条 学生は履修しようとする授業科目を選定し、毎学年の始めにこれを届け出て許可を受けなくてはならない。一旦選定した授業科目を変更する場合も届け出て許可を受けなくてはならない。

第14条 各授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

第 15 条 各授業科目の単位数の算出は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 個人指導の実技については、5 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (4) 第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作、卒業演奏等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

第 16 条 学生は、修業期間中に次の単位数を修得しなくてはならない。

- (1) 語学科目については、10 単位以上。
- (2) 一般教養科目については、16 単位以上。
- (3) 専門科目については、76 単位以上。
- (4) 教育職員免許状を得ようとする者は、第 1 号から第 3 号に規定するもののほか、教育職員免許法及び同施行規則に規定する教職に関する授業科目を修得しなければならない。

取得できる教育職員免許状は、次の種類とする。

- ア 中学校教諭一種免許状（音楽）
- イ 高等学校教諭一種免許状（音楽）

## 第 6 章 授業科目修了の認定試験

第 17 条 授業科目修了の認定は、試験又はそれに代えうる方法による。試験は期末の適当な日時にその履修した科目について、筆記、論文、口述、実技等によって行う。

第 18 条 各授業科目の成績は、S・A・B・C・D の 5 段階とし、D は不合格とする。

- 2 前項にかかわらず、別に定めるところにより、「合」または「認」をもってすることができる。

第 19 条 病気その他やむを得ない理由によって前記の試験を受けることができない者は、追試験を受けることができる。追試験を受けようとする者は、所定の書類に、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は事由書、事故証明書などを添付して、許可を願い出なくてはならない。

## 第7章 卒業・学位

第20条 4年以上（第3条の2を適用する場合は、3年以上）在学し、第16条に定める単位を合計124単位以上取得した者には、卒業証書を与える。

第21条 本学を卒業した者に、学士（音楽）の学位を授与する。

## 第8章 入学・転学・退学・休学等

第22条 本学は、学年の始めに学生を入学させる。

第23条 本学に入学しうる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条の規定により、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により、12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

第23条の2 第23条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものであって、特に優れた資質を有すると認める者を入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に2年以上在学した者
- (3) 外国において学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者で、17歳に達した者

第24条 入学志願者は所定の期日までに、入学願書に別に定める書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

第25条 本学は入学志願者中、所定の入学試験に合格した者に入学を許可する。

第26条 入学試験の合格の判定は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

第27条 他の大学から転学及び編入学を希望する者があるときは、選考のうえ、これを許可する。再入学に関しては、別に定める。

第27条の2 本学に編入しうる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 大学学部第2年次以上を修了した者

第27条の3 他大学又は短期大学等における学修について、及び技能検定による単位認定について、入学前と入学後にかかわらず、以下に従い、それぞれの上限の単位数を超えない範囲で総計60単位まで認定する。

- (1) 一般教養科目：合計20単位まで
- (2) 語学科目：他大学等で修得した単位認定は、合計10単位まで、ただし、必修の外国語は4単位まで、語学技能検定による単位認定は合計14単位まで
- (3) 専門科目：合計40単位まで

第28条 入学を許可された者は、指定の期日までに次の手続きを行わなければならない。

- (1) 住民票又は住民票記載事項証明書の提出
- (2) 誓約書の提出
- (3) 入学金の納付

第29条 入学を許可された者は、独立の生計を営む満25歳以上の保証人を立てなくてはならない。

2 保証人は、入学許可者の在学中の一切の事柄について、責任を負うものとする。

第 30 条 保証人住所が本学所在地（東京都）以外にあるときは、首都圏在住者で前条に準ずる資格のある者を第二保証人として立てなくてはならない。ただし、本人が保証人と同居している場合は、この限りではない。

第 31 条 保証人が死亡、又はその他の理由でその責をつくし得ないときは、新しく保証人を選定し、直ちに届け出なければならない。

第 32 条 保証人、第二保証人の住所・氏名等が変更になった場合は、直ちに届け出なければならない。

### 第 33 条～第 35 条 削除

第 36 条 病気その他の理由により、引き続き 3 カ月以上学業を継続することができないときは、医師の診断書又は保証人連署の理由書を添え、休学の許可を願い出なければならない。

第 37 条 学生本人が死亡した場合、及び法的身分に異動が生じた場合、保証人は直ちにこれを届け出なければならない。

第 38 条 休学期間は、1 年以内を原則とする。ただし、病気等の特別な事由があるときは、学長の承認によって期間を延長することができる。

2 前項のただし書きにおいて、通算して休学できる期間は、4 年を超えることはできない。

3 休学は、半期ごとを単位とし、学期開始前に願い出るものとする。

第 39 条 休学の事由が消滅して復学を希望するときは、復学願に医師の診断書、又は事由書を添えて、許可を受けなくてはならない。

第 40 条 休学した期間は、これを在学期間に算入しない。

第 41 条 専攻の変更を希望するときは、「専攻変更についての細則」によるものとする。

第 42 条 退学又は他の大学へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ、これを願い出て学長の許可を受けなければならない。

第 43 条 学生が次の各号に該当するときには、教授会の議を経て、学長が退学あるいは懲

戒を命ずることができる。

- (1) 在学年限を超えた者
  - (2) 休学期間を超えて、なお復学することができない者
  - (3) 性行不良で改悛の見込がないと認められる者
  - (4) 学業を怠たり、成業の見込がないと認められる者
  - (5) 本学の規則命令に背き、その他学生としての本分に反する者
- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に該当する者は退学とし、第5号に該当する者はその情状により戒告、停学、又は退学の懲戒とする。

## 第9章 入学検定料・入学金・授業料・その他の学費

第44条 学費は、次のとおりとする。

- |                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| (1) 入学検定料                    | 55,000 円        |
| 第2志望も出願する場合                  | 77,000 円        |
| ただし、指定校推薦（第二種）については、免除する。    |                 |
| (2) 入学金                      | 600,000 円       |
| (3) 運営維持費                    | 年額 300,000 円    |
| (4) 授業料                      | 年額 1,360,000 円  |
|                              | (前期分 680,000 円) |
|                              | (後期分 680,000 円) |
| (5) 施設設備費                    | 年額 340,000 円    |
|                              | (前期分 170,000 円) |
|                              | (後期分 170,000 円) |
| (6) 教職課程受講料                  |                 |
| 高等学校教諭一種免許状取得希望者             | 60,000 円        |
| 中学校教諭一種免許状取得希望者              | 100,000 円       |
| 高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状取得希望者 | 100,000 円       |
| ただし、免許状申請手数料は含まない。           |                 |

第45条 授業料は年2期に分け、納期は次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日より4月15日まで
  - (2) 後期 10月1日より10月15日まで
- ただし、新入学者は入学金とともに、前期分を納入するものとする。

第 45 条の 2 前期、後期それぞれの全期間を休学した場合は、当該期分の授業料の 4 分の 3 及び施設設備費を免除する。

第 46 条 実験、実習、楽器使用等に関する費用は、別にこれを徴収する。

第 47 条 納付済の学費は、事情のいかんを問わずこれを返還しない。ただし、指定期日内に申出た入学辞退者に対する入学金以外の納付金の返還を除く。

第 48 条 学費支弁の困難な学生には、成績その他の事情を考慮し、奨学金を貸与又は給付し、若しくは学費の納付を免ずることがある。奨学金の規定は、別にこれを定める。

第 49 条 指定の期日までに学費を納入しないときは、本人及び保証人に催告し、なお、納入しないときは、学長が除籍することがある。

#### 第 10 章 収容定員

第 50 条 本学の定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
音楽学科	180名	720名

#### 第 11 章 職員組織

第 51 条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、専任講師、非常勤講師、その他必要な教員

2 事務局を置き、必要な事務職員をもって構成する。

#### 第 12 章 教授会

第 52 条 本学に教授会を置き、学長、教授、准教授、専任講師をもって組織する。

第 53 条 学長は教授会を招集し、これを主宰する。

第 54 条 教授会の審議事項は、「教授会規程」に定める。



## 第13章 科目等履修生・科目等特別履修生

第55条 科目等の履修を志望する者は、願書に科目及び期間を記入し、履歴書を添えて願  
い出なければならない。

第56条 科目等の履修を志望した者に対しては、教授会で選考のうえ、学長がこれを許可  
する。

第57条 科目等履修生及び科目等特別履修生の受講料は、別にこれを定める。

### 第57条の2 削除

第58条 本学則中、学生に関する規定は、これを科目等履修生及び科目等特別履修生に準  
用する。

### 第58条の2～第58条の3 削除

## 第14章 附属図書館

第59条 本学に附属図書館を置く。附属図書館の規定は、別にこれを定める。

## 第15章 附属教育研究機関

第60条 本学に附属教育研究機関を置くことができる。

2 附属教育研究機関に関する規定は、別にこれを定める。

## 第16章 大学院

第61条 本学に大学院を置く。大学院の規定は、別にこれを定める。

## 第17章 厚生保護施設

第 62 条 本学に保健室を設け、教職員・学生の保健管理にあたる。

第 63 条 本学に学生相談室を置き、学生のカウンセリングにあたる。

附 則

一、この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から実施する。

一、この学則に必要な細則は、別に定める。

附 則

一、本改正学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

一、本改正学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、第 28 条に定める事項については、昭和 63 年度から適用する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成 3 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成 4 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 一、本改正学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 44 条に定める学費のうち、入学検定料については平成 8 年度入学志願者か

ら、また、入学金・運営維持費・授業料（前期分）・施設設備費（前期分）については、平成8年度入学者から適用する。

附 則

一、本改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

一、本改正学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

一、この学則第4条及び第50条の規定にかかわらず、演奏学科及び作曲理論学科については、当該学科の学生が在籍しなくなるまでの間、従前通り存続するものとする。

一、この学則第44条に定める学費のうち、運営維持費については、平成18年度入学者から適用する。

附 則

一、この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

一、この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第44条に定める学費のうち、入学金・施設設備費については、平成27年度入学者から適用する。

附 則

- 一、 この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 一、 この改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 一、 この改正学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 44 条に定める学費のうち、入学金・施設設備費については、平成 30 年度入学者から適用する。

附則

- 一、 この改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 一、 この改正学則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附則

- 一、 この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 一、 この改正学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。